

# 平成 16 年度決算審査の概要

## ～措置要求決議、検査要請を活用した決算審査サイクルの定着～

決算委員会調査室 おくい しゅんじ  
奥井 俊二

### 1. 平成 16 年度決算の審議経過

平成 16 年度決算は、第 164 回国会の召集日である平成 18 年 1 月 20 日に、平成 16 年度決算検査報告（以下「検査報告」という。）とともに国会に提出された。

同決算は、平成 17 年 11 月 8 日に会計検査院の検査を終え内閣に回付されていたが、第 163 回国会（臨時会）閉会（平成 17 年 11 月 1 日）後に臨時会の召集がなかったため、国会提出は常会となった<sup>1</sup>。

参議院においては、1 月 25 日の本会議で谷垣財務大臣から概要説明を聴取し、小泉内閣総理大臣ほか関係大臣に対して質疑が行われた後、同日、決算委員会に付託された。

委員会では、付託当日に概要説明を聴取した後、「特別会計の現状と課題」及び「特殊法人、独立行政法人の現状と課題」をテーマとした 2 回の参考人質疑を皮切りに、小泉内閣総理大臣以下全閣僚出席の全般質疑、延べ 6 回に及ぶ省庁別審査、財務大臣及び質疑者要求大臣出席の締めくくり総括的質疑が行われ、6 月 7 日には小泉内閣総理大臣以下全閣僚出席の締めくくり総括質疑が行われた。

締めくくり総括質疑終了後、平成 16 年度決算外 2 件については、多数をもって是認、11 項目の内閣に対する警告（以下「警告」という。）については、全会一致をもって警告すべきものと議決された<sup>2</sup>。また、同じく 11 項目の内閣及び会計検査院に対する措置要求決議（以下「措置要求決議」という。）並びに 3 項目の国会法第 105 条に基づく会計検査院に対する検査要請（以下「検査要請」という。）は、全会一致をもって議決された。

### 2. 平成 16 年度決算審査における決算審査充実に向けた取組

近年、決算委員会では、決算審査を充実させる観点から様々な取組が行われてきた。

平成 13 年度決算審査では、35 年ぶりに常会中に決算審査を終了し、また、例年本会議の議決対象となっている「警告」とは別に、新たな委員会決議として「内閣に対する要請」が行われた。平成 14 年度決算審査では、総理以下全閣僚出席の全般質疑が予算委員会における総予算審査の基本的質疑に先立ち行われ、また、平成 15 年度決算審査では、決算の国会への早期提出が実現するとともに、「内閣に対する要請」に替えて各党派が一致して内閣等に適切な措置を執るよう求める「措置要求決議」や国会法第 105 条の規定に基づく会計検査院への「検査要請」が行われた。

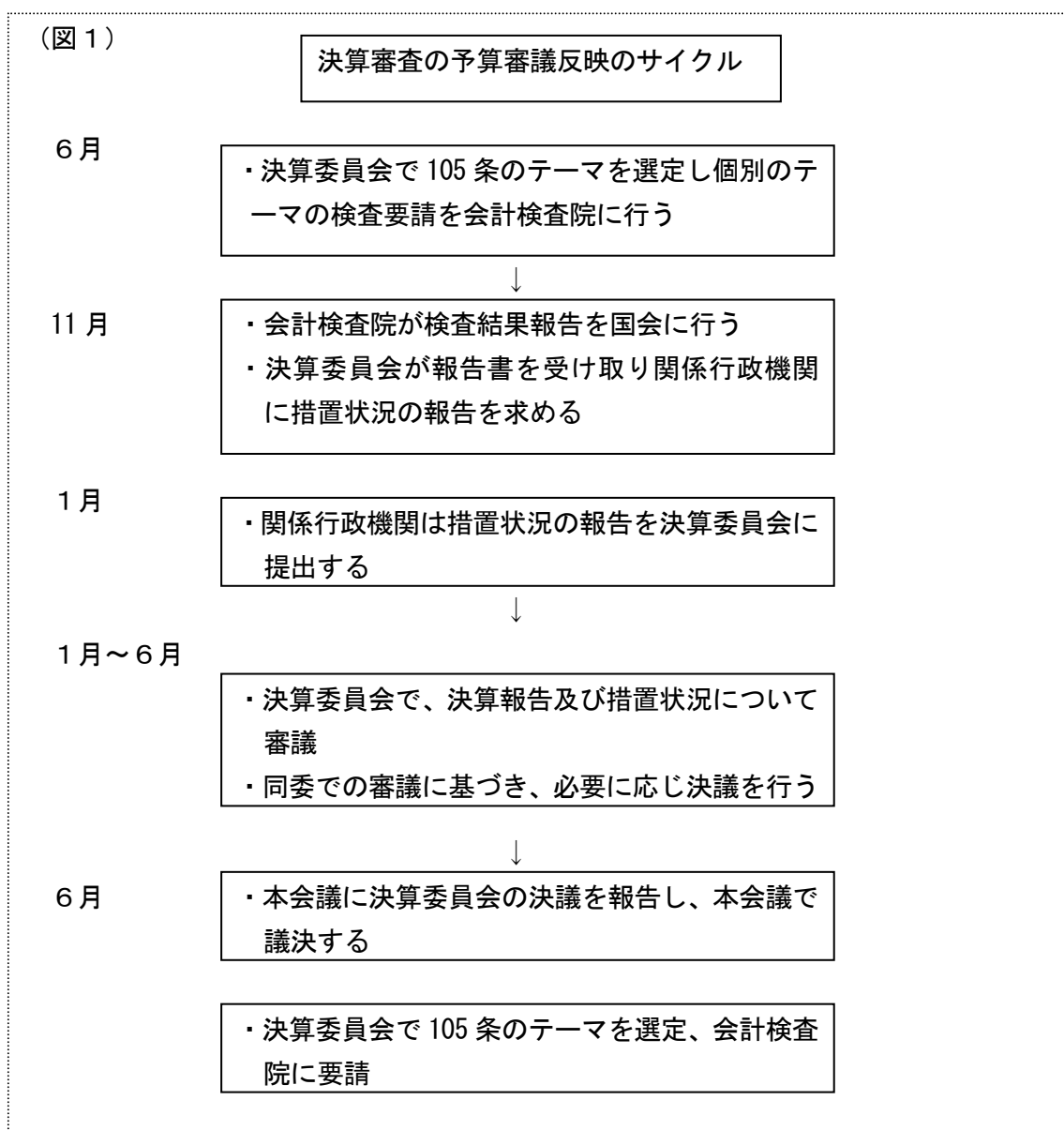
平成 16 年度決算審査では、平成 15 年度決算に引き続き 2 年連続で「措置要求決議」及び「検査要請」が行われ、これらを活用した決算審査サイクルの定着が図られた。

この決算審査サイクルが定着することの意義は大きい。その狙いとするとところが、「参

議院決算審査の充実について」と題する平成 17 年 8 月 5 日付けの決算委員会理事会申し合わせに詳しく示されているので、紹介する。

この理事会申し合わせの「2 参議院決算審査充実の方法」には、「(1)個別テーマについて、決算報告と措置状況を合わせて決算委員会で審議し、決算審査の結果を予算審議に反映させる仕組みを確立する」と謳われており、そのための具体策として、(ア)国会法第 105 条の会計検査院への検査要請を活発化し、その検査結果報告の決算委での審議を充実する、(イ)内閣から検査に対する措置状況の報告を受け、決算委員会で検査結果の報告と措置状況の報告を合わせて審議する、(ウ)委員会での審議結果に基づき、必要に応じフォローアップのための決議を行う、(エ)会計検査院の独自検査である「特に掲記を要すると認めた事項」や「特定検査対象に関する検査状況」、「会計検査院による法令、制度等の改善についての主務官庁への要求」についても同様の手続を適用する、としている。

この内容を分かりやすく図示したものが、図 1 である。



また、「(2)警告決議等の内容の充実と決算審議の予算への反映」について、(7)健全な予算形成に寄与するため、「警告」等の内容を充実するとともに、その措置状況報告について、委員会で審議の対象とし、決算審議の結果を予算へ反映させる、(4)決議の内容は、予算・決算に係るもので、合规性・経済性・効率性・有効性の観点から、内閣に対し具体的に指摘をし、将来の健全な予算の形成に資するものとする、と謳っている。

この内容を分かりやすく図示したものが、図2である。

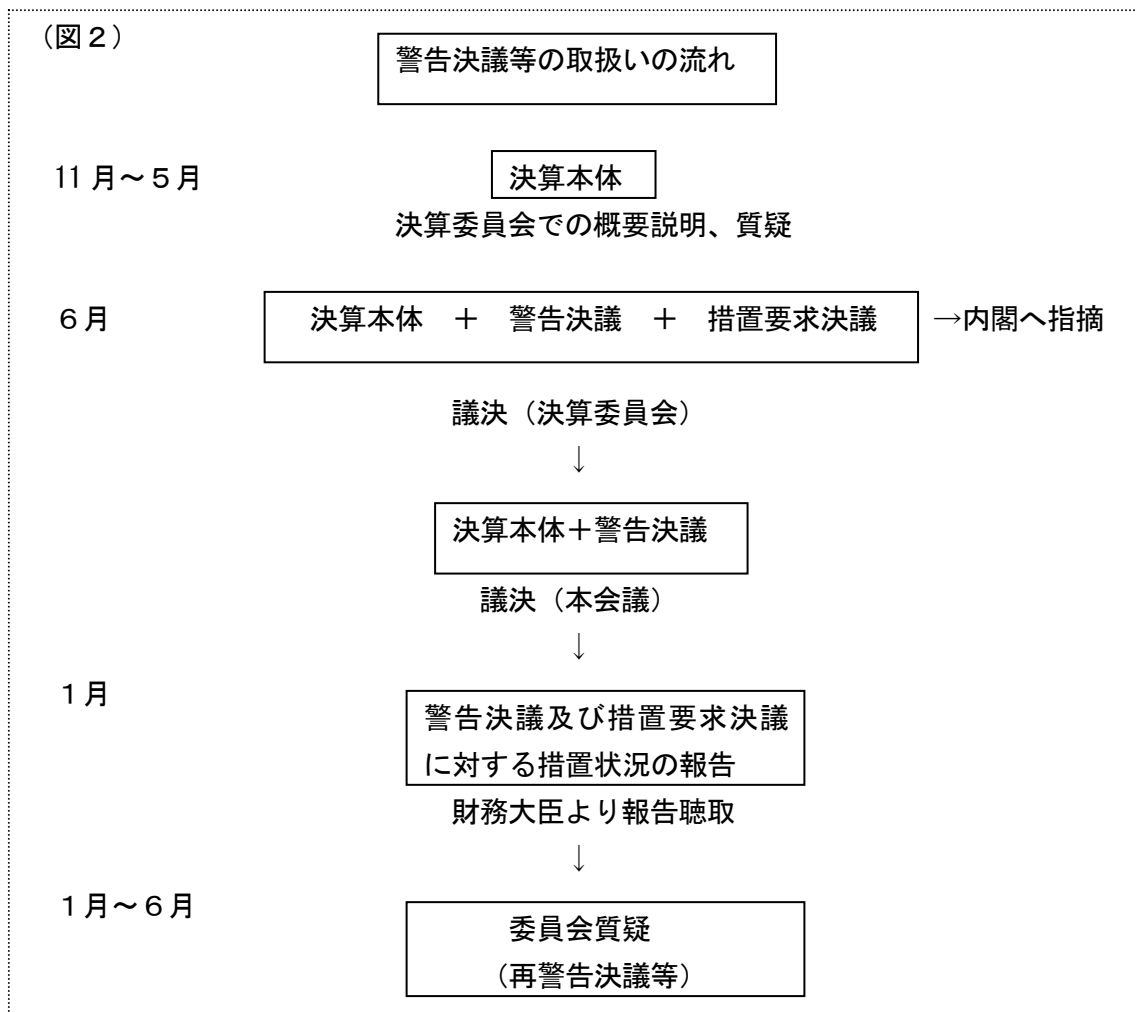


図1、2からも分かるように、上記理事会申し合わせは、検査報告並びに「警告」及び「措置要求決議」に対し内閣が講じた措置状況について国会に報告を求め、その措置状況を委員会でしっかりフォローアップし審査することに力点を置いている。これにより、政府が決算審査や決議の内容をおざなりにすることを許さず、これまで以上に決算審査結果を予算審議へ反映させる仕組みを確立し、国会における財政統制をより高めることを狙いとしている。

今般の決算審査サイクルの定着にはこのような意義がある。本年11月には平成17年度決算が提出される見込みであり、また、平成15年度決算審査における9件の「検査要請」のうち未報告の7件の検査報告も提出される見込みであるが、今後、これら検査報告に対

する内閣が講じた措置状況並びに平成 16 年度決算の「警告」及び「措置要求決議」に対する内閣が講じた措置状況等について委員会ですっかりとフォローアップの審査が行われ、結果として決算審査が予算審議へ一層反映される仕組みが定着していくことが強く期待される。

なお、平成 16 年度決算審査の「警告」と「措置要求決議」の考え方が、平成 15 年度決算審査の考え方から変わっていることに若干触れておきたい。

どういう事象を「警告」あるいは「措置要求決議」とするかについて、各会派間で明確に合意されたものはない。平成 15 年度決算審査では、各会派が共通して問題があると判断した事象すべてを「措置要求決議」とし、その中で不当あるいは非効率の度合いが強く政府が遺憾の意を表明するなど批難的な意味合いの強いものを「警告」とした。つまり、「警告」に取り上げた事象は必ず「措置要求決議」の対象であった。

しかし、1つの事象が「警告」にも「措置要求決議」にも取り上げられる（当然決議の記載内容は異なるが）ことは分かりにくいとの意見があり、平成 16 年度決算審査では、「警告」については、政府等が行った不当・不適正な事業や非効率な予算執行など、従来からの考え方をほぼ踏襲する一方、「措置要求決議」については、「警告」の対象となるほどの事象ではないが、決算的観点から、行政の制度面や実施面での改善が必要な場合に、その改善を求めるもの」等と位置付け、1つの事象が「警告」と「措置要求決議」の両方に重なって取り上げられないよう配慮されている。

### 3. 「警告」等決議の概要

以下、「警告」、「措置要求決議」、「検査要請」の決議の概要を紹介する。なお、誌面の関係で、委員会決議である「措置要求決議」及び「検査要請」は、項目のみ紹介する。

#### 〔内閣に対する警告〕

内閣に対し、次のとおり警告する。

内閣は、適切な措置を講じ、その結果を本院に報告すべきである。

- 1 平成 16 年度に中央省庁が実施した 1 件 500 万円以上の工事の発注や、業務委託等の契約に占める随意契約の件数の割合が約 70 パーセントと極めて高率になっており、中でも、国土交通省所管の各建設協会などを始め所管公益法人に発注した契約には、随意契約割合が 100 パーセント、あるいはそれに近い高率になっている例が少なからず見られ、さらに、これらの公益法人に多数のOBが天下っていることは、契約の公平性、競争性及び透明性の確保に疑念を抱かせ、看過できない。また、IT 調達にあつては、民間企業を相手とする随意契約が金額の 7 割から 8 割を占めている省庁もある。

政府は、随意契約の見直しに当たっては、相手方の官民を問わず一般競争入札を原則とし例外的に随意契約を認めている会計法に照らして厳格な運用に努めるとともに、所管公益法人等への業務委託の実施に当たっては、天下りの状況も含め積極的に情報開示を行うなど、国民の不信を招くことのないよう厳正に対処し、公共調達の適正化に努めるべきである。

2 独立行政法人において、従来の特特殊法人をも上回るような役員報酬を定めたり、職員給与が平成 16 年度の対国家公務員ラスパイレズ指数で事務・技術職員が 107.1、研究職員が 103.2 となっているなど、概して高い水準となっていることに加えて、国立病院機構において、特定の業者に種々の業務を随意契約により発注する一方で、旧国立病院から多くの天下りが行われている事実や、医薬基盤研究所の承継勘定において、政府出資金 306 億円の 83 パーセントに当たる 254 億円が繰越欠損金として計上され、国費の毀損が生じている事実等が見られることは、看過できない。

政府は、独立行政法人の運営の大部分が国からの運営費交付金等により行われている実態にかんがみ、原則一般競争入札の徹底及び随意契約受注企業への天下りの抑制、事業実施に当たって収益見込み等の一層厳格な審査による政府出資金の欠損の最小化に努めるよう、指導すべきである。

3 特別会計については、歳出規模が純計額で前年度を上回り 225 兆円余と一般会計を大きく上回っており、依然として多くの特別会計において、不要不急の事業の実施や多額の積立金・資金、不用・剰余金を抱え、一部は引き続き増加傾向にあることは、看過できない。

政府は、各特別会計の事務事業の見直しに加え、右の各種の余剰資金の縮減、一般会計への繰入れ・繰戻し、事業の実態に即した適切な予算計上を行うなど、透明化のため、一層目に見える改善に努めるべきである。

4 国が公益法人等に補助金等を交付して設置造成させている資金等について、本院からの要請に基づき会計検査院が会計検査をした結果、平成 16 年度末時点で設置されている 116 資金のうち、食品流通構造改善対策債務保証事業基金を始めとする 33 資金において、事業実績が継続的に少ない状況となっている等の問題点が指摘され、その上、平成 12 年度決算検査報告でも指摘をされながら依然として事態が好転していない資金があったことは、遺憾である。

政府は、これら 33 資金についてはもとより、行政改革の一環として見直しの方針が示されている公益法人等が行う政策金融類似業務も含めて、事業を継続実施することの必要性、ニーズに即した事業内容及び利用条件、需要に応じた資金規模等の検討を行い、事業の終了や資金の国庫返納も含めた所要の措置を積極的に講ずるとともに、今後の資金事業の実施に当たっては、目標達成度を測るための基準の設定やサンセット方式の導入など、定期的に見直しを行う体制を整備すべきである。

5 防衛施設庁において、同庁幹部が特定の建設業者に業務を受注させるため、当該業者と共謀して他の業者に高い入札金額で入札させて公正な価格を害し、刑法の競争入札妨害罪で逮捕されるに至ったことは、極めて遺憾である。また、同庁所管の公益法人「防衛施設技術協会」に多数のOBがいったん再就職し、自衛隊法で営利企業等への再就職を規制している離職後 2 年間を経過した後、関連建設業界に次々と天下っている事実が明らかになったことは、看過できない。

政府は、防衛施設庁の官製談合のみならず、日本道路公団や新東京国際空港公団が発注した工事における官製談合事件の摘発が相次ぎ、官製談合の排除の徹底が強く求めら

れている現状を踏まえ、一般競争入札の一層の拡大、公益法人への天下りの自粛など、抜本的に官製談合の再発防止策を講ずべきである。

- 6 日本郵政公社の複数の郵便局において、郵便料金の別納制度等を悪用して、特定のダイレクトメール発送代行会社等に対して料金の不正値引きを繰り返し、多額の損失を発生させている事実が次々と明らかになったことは、極めて遺憾である。また、冊子小包の取扱いについて不適切な事例が見られることは、遺憾である。

政府は、これまでも郵便の別納制度等をめぐる不正が生じてきたことを重く受け止め、日本郵政公社に対して、法令順守の徹底、内部監査の更なる充実、この種事案の再発防止に向けた運用改善の具体的取組を強く求めるべきである。

- 7 日本放送協会（NHK）において、近年、相次ぐ不祥事により国民・視聴者の信頼を大きく失墜させ、受信料不払い急増など受信料制度の根幹を揺るがしかねない事態を招いたことに加えて、今般、新たに職員の度重なる架空出張による公金横領が発覚し、再び国民・視聴者の信頼を損ねたことは、極めて遺憾である。また、受信料支払いを法律で義務付けるとの議論がある一方、NHK関連団体に多額の余剰金が積み上がっている事実は、看過できない。

政府は、NHKの度重なる不祥事を重く受け止め、NHKに対して、綱紀粛正、内部監査の更なる充実によるこの種事案の再発防止に向けた取組、及びNHK関連団体が保有する多額の余剰金の見直しの検討を強く求め、国民・視聴者の信頼回復に努めるべきである。

- 8 航空機を利用した出張に係る旅費について、税関や都道府県労働局では、実際には割引運賃の航空券を購入しているにもかかわらず、これより高額な航空賃を支払ったとする領収証を旅行業者等から受領するなどして、国費が過大に支給されるという事態が多年にわたり生じていたことは、誠に遺憾である。

政府は、各府省等における出張に係る旅費の支払の際には、証明資料の確認を強化するなど、この種事案の再発防止に努めるとともに、公金等に対する意識の徹底のための取組を強化し、国民の信頼回復に万全を期すべきである。

- 9 独立行政法人日本スポーツ振興センターが運営するスポーツ振興くじ（いわゆる「toto」）については、売上実績が当初の目標を下回り、その目的であるくじ収益からスポーツ振興事業への助成も少額にとどまっている上に、くじの販売業務等の委託経費により生じた累積欠損金が多額に上り、また、運営状況及び財政状況が財務諸表に適切に反映されていなかったことは、看過できない。

政府は、独立行政法人日本スポーツ振興センターに対して、累積欠損金の解消に向けた現実的で国民の理解を得られる対応を求め、その負担が国民に及ぶことがないように尽力するとともに、「toto」の制度そのものの在り方を再検討すべきである。

- 10 社会保険庁は、市町村から国への保険料収納事務移管後6割台に低下した国民年金保険料の納付率を、平成19年度に8割にすることを目標にその向上に努めているところであるが、大阪府内を始め各地の社会保険事務所等において、国民年金保険料の未納者から保険料の免除あるいは猶予の申請がないにもかかわらず、不正に保険料の免除手続

等が行われ、かつ、社会保険庁が累次にわたって内部調査を行った際には、複数の社会保険事務局から不正行為を隠蔽する虚偽報告が行われるなど、不正な免除手続の実態が次々と発覚したことは、極めて遺憾である。

政府は、未納者の増加の背景には平成 14 年度の制度変更及び不況等による多数の勤労者の厚生年金から国民年金への移動があった事情も考慮し、高齢者の生活の基礎的部分を担う公的年金の保険料収納において、かかる事態が生じたことを重く受け止め、職員の意識改革及び内部規律の遵守を徹底し、収納事務の適正な執行を図るとともに、国民年金制度に対する国民の理解の向上に努め、未納者の実情を熟知する市町村との協力をさらに強めるなど、国民年金保険料の納付向上及び減免制度の周知徹底による真に納付不能な人の救済に一層努力すべきである。

- 11 厚生労働省において、広島労働局における不正経理を受け、全国の都道府県労働局に対し特定監査を行い兵庫労働局における旅費等の不正支出を発見したが、その後の警察の捜査により特定監査で判明した以外にも同労働局において多額の不正経理が行われていたこと等が明らかとなった。さらに、会計検査院の検査において、北海道労働局ほか5労働局においても、庁費、謝金、旅費等の不正支出や職員による国庫金の領得などの事態が見受けられたことは、極めて遺憾である。

政府は、特定監査において北海道労働局等における不正支出等を確認できなかったこと、並びに2年続けて都道府県労働局に係る警告を受けたことを重く受け止め、都道府県労働局に対する監査体制の一層の充実を図るとともに、会計経理の適正化、倫理の徹底及び綱紀の粛正についての指導監督に努めるべきである。

#### 〔措置要求決議〕

- 1 公務員の早期勸奨退職慣行の見直し等、公務員制度改革について
- 2 独立行政法人の業務運営等の見直しについて
- 3 「公益法人の設立許可及び指導監督基準の運用指針」の見直しの必要性について
- 4 少子化対策及び男女共同参画推進に関し一元的に決算状況を把握する必要性について
- 5 地方自治体、独立行政法人におけるITシステムの見直しについて
- 6 IT調達に係る契約の在り方について
- 7 資金の使途に疑惑が持たれる事件に係るODA案件の調査について
- 8 特別会計積立金の一層の活用方策の検討について
- 9 分かりやすい政府会計への取組について
- 10 年金福祉施設等の整理合理化について
- 11 会計検査院の独立性の確保及び随意契約の見直しについて

#### 〔検査要請〕

- 1 各府省等が締結している随意契約の状況について
- 2 政府開発援助の無償資金協力及び技術協力における契約入札手続等について

### 3 NHKの不祥事、関連団体の多額の余剰金について

#### 4. 主な委員会質疑の概要

【公共調達における随意契約の在り方】 平成 16 年度中に中央省庁が実施した 1 件 500 万円以上の契約件数の約 70%が随意契約となっており、中でも、多数のOBが天下っている所管公益法人との契約では、随意契約割合が 100%、あるいはそれに近い高率になっている例が少なからず見受けられる等、公共調達の不透明性が指摘されている。

決算審査においては、随意契約の見直しについて財務省としてどう取り組んでいくのか問われた。これに対し谷垣財務大臣は、「2月 24 日に関係省庁連絡会議を行い、随意契約の緊急点検、見直しなど公共調達の適正化に向けた取組を取りまとめた。また、4月 11 日の閣僚懇談会において、総理から随意契約の見直しについて各大臣自らしっかり取り組んでもらいたい旨指示があり、私からも各大臣自ら事務方を指導して厳正な点検を行うようお願いしたところである」旨答弁した<sup>3</sup>。

また、随意契約による委託業務が企業に再委託されていることの是非等について問われた。これに対し会計検査院は、「個々の契約を具体的に調査した上で適否を判断する必要があるが、再委託については、定められた手順の通りに適正に行われることはもちろん、随意契約とした理由との整合性も必要。いずれにしても今後厳正に検査して行きたい」旨答弁した<sup>4</sup>。

さらに、個々の省庁等における随意契約の状況や、職員OBが再就職している所管公益法人との間で多額の随意契約が締結されている問題等について、多くの質疑応答がなされた。

【特別会計の剰余金・積立金の活用】 政府は「行政改革の重要方針」（平成 17 年 12 月 24 日閣議決定）において、特別会計改革の具体的方針として今後 5 年間に合計約 20 兆円程度の財政健全化への貢献を目指すとし、平成 18 年度予算において合計約 13.8 兆円の剰余金、積立金の活用を図っている。しかし、財政融資資金特別会計では、将来の金利変動による逆ざや発生に備えるための金利変動準備金が毎年 3 兆円単位で増加し、また、外国為替資金特別会計では、米国債等の利子収入等の積立金が毎年数千億円単位で増加するなど、剰余金・積立金の規模の妥当性が問題視されている。

決算審査においては、外国為替資金特別会計の積立金を活用して、一般会計への繰入れをさらに増額することが問われた。これに対し谷垣財務大臣は、「今後の円ドル関係、為替介入の水準、日米の金利差などで為替水準は常に変動するので、同特会の運営の健全性を維持するため積立金を取り崩すことはできない」旨答弁した<sup>5</sup>。

また、財政融資資金特別会計の金利変動準備金は、2年後に金利が 8%になるとのありえない想定を基に必要額が算定されており、20 兆円の取り崩しを検討すべきと問われた。これに対し小泉総理大臣は、「12 兆円では不十分。20 兆円は可能。算出前提条件が違うとのこと、分かりやすい具体的提案でもある。政府としてもよく検討していきたい」旨答弁した<sup>6</sup>。

さらに、剰余金が生じた場合に一般会計に繰り入れる規定があるのは 31 特別会計のうち 4 特会のみであり、国民年金特会等は別にして、剰余金が生じた場合には一般会計に繰



り入れるルールを原則とすべきと問われた。これに対し谷垣財務大臣は、「剰余金を一般会計に繰り入れる規定がなかった特別会計もあり、今回の行政改革法でも手当てをしたが、今後の特別会計改革の中できちっと見直していきたい」旨答弁した<sup>7</sup>。

〔国が公益法人等に補助金等を交付して設置造成させている資金の利用低迷〕 平成 16 年度末時点で設置されている 116 資金のうち 33 資金は、事業実績が継続的に少ない等の問題があり、その上、平成 12 年度の決算検査報告でも指摘されながら依然として事態が好転していない資金があり、対応が求められている。

決算審査においては、公益法人、独立行政法人が行う法律に基づかない政策金融類似業務は廃止等の見直しをすべきと問われた。これに対し谷垣財務大臣は、「独立行政法人については、平成 18 年夏を目途に政府としての基本的考えを取りまとめ、個別の法人毎に業務の見直しを行い平成 18 年度中に政府としての結論を得ることとしている。公益法人については、独立行政法人の融資業務に関する政府としての基本的考え方を踏まえて、年度内に見直しの結論を得ることになっている。財務省としても、各法人が行う融資業務の必要性、効率性を予算編成過程において十分精査したい」旨答弁した<sup>8</sup>。

〔ODAの適正かつ効率的な執行〕 ベトナムにおいて、我が国を含む各国のODA資金が同国役人の遊興費等に流用されているのではないかとの疑念が同国国民の間に生じているほか、一般プロジェクト無償資金協力に関する入札の落札率が極めて高くなっている等の事態が明らかになっている。

決算審査においては、ベトナムにおいて不正流用されているとの疑惑があるODA事業を調査すべきと問われた。これに対し金田外務副大臣は、「本件疑惑については、ベトナムの公安当局による調査が行われているところであり、ODA事業の実施については、ベトナム側の調査結果を踏まえ適切に対処していきたい」旨答弁した<sup>9</sup>。

また、平成 16 年度の一般プロジェクト無償に係る入札実績について、件数割合で約 6 割の事業の落札率が 99%以上と高くなっており、競争入札が機能していないことが問われた。これに対し金田外務副大臣は、「海外での事業リスクから応札業者数が限定的になり、結果として落札率が高くなる。外務省としては入札期間の延長、契約の細分化、入札関連情報の拡充といった措置により競争性の向上に取り組んでいきたい」旨答弁した<sup>10</sup>。

〔スポーツ振興くじに係る累積債務の問題〕 (独)日本スポーツ振興センターが運営するスポーツ振興くじ(いわゆる「toto」)は、その売上実績が当初目標を下回り、制度創設の目的であるくじ収益からスポーツ振興事業への助成が少額にとどまっている上に、くじの販売業務等の委託経費により生じた累積欠損金が約 154 億円と多額に上ってなお増加傾向にあるなど、多くの問題が指摘されている。

決算審査においては、売上げ低迷の状況と国の赤字拡大への対応策が問われた。これに対し小坂文部科学大臣は、「販売チャネルの増強など抜本的な立て直しを図っていきたい」旨答弁したが、小泉総理大臣は、「売上げも収入も減って助成金も減っているのを見直しが必要。役所が売上げを上げようと思っても上がるかどうか疑問であり、そもそも役人がやる仕事かどうかも含めて、見直さなければならない」旨答弁した<sup>11</sup>。

〔出張に係る旅費の過大支給の再発防止〕 平成 16 年度決算検査報告には、財務省にお

いて航空機を利用した出張等に係る旅費の支給に当たり、実際には割引運賃の航空券を購入したのに正規の航空賃の領収書を入手して旅費を過大請求した事例が指摘されている。

決算審査においては、具体的な再発防止への対処について問われた。これに対し財務省は、「内部監査の強化、監察体制の強化、割引航空券利用の徹底による旅費の節約などを内容とする再発防止策を徹底する」旨答弁した<sup>12</sup>。

## 5. 終わりに一決算審査の今後の課題

今後、決算審査を更に充実させていくためには、なお幾多の課題が残されている。

第1は、審議時間の更なる確保である。今後「検査報告」や「警告」、「措置要求決議」に対する内閣が講じた措置等のフォローアップ審査を充実するためには、審議回数を増やす等の対応が不可欠である。これは委員会運営にも係わるが、衆参の予算委員会の時期における決算審査の日程確保等の議論が必要となろう。また、昨秋の会計検査院法の一部改正によって会計検査の国会への随時報告が可能となったこともあり、決算審査の効率的実施の観点から、今後閉会中審査の必要性が議論されることも考えられよう。

第2は、決算書の充実である。現行の決算書では個々の政策ごとの決算を読み取ることができない。決算書から各省の政策ごとの決算が読み取れるようになれば、決算審査の重要性は飛躍的に高まる。この点に関して谷垣財務大臣の「財務省内で決算書と予算書が対応できるような改良について研究しており、平成20年度予算での実現を目指している」旨の答弁は注目に値する<sup>13</sup>。予算書と決算書の表示科目が見直され、政策単位での分析評価ができる仕組みが早期に実現することが大いに期待される。

今後、これらの課題を踏まえつつ、決算審査の更なる充実、予算審議への一層の反映を実現していくことが強く求められている。

---

1 決算委員会においては、平成18年度政府予算案決定前の決算審査の重要性にかんがみ、決算の国会提出に先立つ第163国会閉会中の平成17年11月17日に委員会を開催し、谷垣財務大臣から平成16年度決算の概要を聴取し、平成15年度決算審査において「検査要請」した案件のうちの2件の検査報告と併せて質疑を行っている。

2 6月9日に開かれた本会議において、内閣に対する警告は多数をもって警告すると議決された。

3 第164回国会参議院決算委員会会議録第7号4頁(平18.4.17)

4 第164回国会参議院決算委員会会議録第5号9頁(平18.4.5)

5 第164回国会参議院決算委員会会議録第4号42頁(平18.3.3)

6 第164回国会参議院決算委員会会議録第4号25頁(平18.3.3)

7 第164回国会参議院決算委員会会議録第12号16頁(平18.6.7)

8 第164回国会参議院決算委員会会議録第7号24頁(平18.4.17)

9 第164回国会参議院決算委員会会議録第5号3頁(平18.4.5)

10 第164回国会参議院決算委員会会議録第5号11頁(平18.4.5)

11 第164回国会参議院決算委員会会議録第12号14頁(平18.6.7)

12 第164回国会参議院決算委員会会議録第7号10頁(平18.4.17)

13 第164回国会参議院決算委員会会議録第4号32頁(平18.3.3)